

分子科学研究所社会連携研究部門に設置された研究グループの
更新に関する評価等実施要項

令和5年11月21日
分子科学研究所長決定

- 第1 この要項は、自然科学研究機構分子科学研究所社会連携研究部門規則（平成31年分子研規則第2号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、規則第5条第4項に定める研究グループの更新にあたり、評価方法等手続きに関する必要な事項を定めるものとする。
- 第2 規則第2条第2項により設置された研究グループ（以下「グループ」という。）の代表者は、規則第5条第4項に定める更新を希望する場合は、その旨を分子科学研究所長（以下「所長」という。）に設置期間満了の4か月前までに申し出るものとする。
- 第3 所長は、グループの代表者から、設置期間更新の申し出があった場合には、グループ評価委員会を設置し、産学連携活動の進捗に関する評価（以下「活動評価」という。）を行うとともに、主幹施設長会議において、グループのマネジメントに関する評価（以下「マネジメント評価」という。）を行うものとする。
- 2 グループ評価委員会は、産学連携研究アドバイザー、所長、研究総主幹及び所長が指名する主幹1名で構成する。
- 3 活動評価に関する評価項目については、グループ評価委員会において定めるものとする。
- 4 マネジメント評価に関する評価項目については、主幹施設長会議において定めるものとする。
- 第4 第3に定める活動評価及びマネジメント評価の結果に基づき、主幹施設長会議において、総合的に判断し、更新の可否、更新期間を審議する。
- 第5 第4の審議結果について、教授会議において審議し、決定する。
- 第6 所長は、第5において決定した結果を、申し出のあったグループの代表者に通知するものとする。
- 第7 所長は、第5において更新することを決定した場合は、自然科学研究機構産学官連携研究部門に関する規程（以下「規程」という。）第5条ただし書きに基づき、機構長の承認を得るものとする。また、更新しないことを決定した場合は、規程第11条に基づき、廃止届を機構長に提出するものとする。

附 則

この要項は、令和5年11月21日から施行し、令和5年10月6日から適用する。